

平成 1 9 年 1 月 1 2 日

熊本県後期高齢者医療広域連合規約

(広域連合の名称)

第 1 条 この広域連合は、熊本県後期高齢者医療広域連合（以下「広域連合」という。）という。

(広域連合を組織する地方公共団体)

第 2 条 広域連合は、別表第 1 の市町村（以下「構成市町村」という。）をもって組織する。

(広域連合の区域)

第 3 条 広域連合の区域は、熊本県の区域とする。

(広域連合の処理する事務)

第 4 条 広域連合は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号。以下「高齢者医療確保法」という。）に規定する後期高齢者医療制度の事務のうち、次に掲げる事務を処理する。ただし、各号の事務のうち、別表第 2 に定める事務については構成市町村において行う。

- (1) 被保険者の資格の管理に関する事務
- (2) 医療給付に関する事務
- (3) 保険料の賦課に関する事務
- (4) 保健事業に関する事務
- (5) その他後期高齢者医療制度の施行に関する事務

(広域連合の作成する広域計画の項目)

第 5 条 広域連合が作成する広域計画（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 3 項の広域計画をいう。以下同じ。）には、次の項目について記載するものとする。

- (1) 後期高齢者医療制度の実施に関連して広域連合及び構成市町村が行う事務に関すること。
- (2) 広域計画の期間及び改定に関すること。

(広域連合の事務所)

第6条 広域連合の事務所は、熊本市健軍2丁目4番10号に置く。

(広域連合の議会の組織)

第7条 広域連合の議会の議員(以下「広域連合議員」という。)の定数は、32人とする。

2 広域連合議員は、構成市町村の長及び議員のうちから、次の各号に掲げる区分に応じて選出するものとする。

- (1) 市長 8人
- (2) 町村長 8人
- (3) 市議会議員 8人
- (4) 町村議会議員 8人

(広域連合議員の選挙の方法)

第8条 広域連合議員の選挙に当たっては、次の各号に掲げる者の区分に応じ、当該各号に定めるものの推薦がなければならない。

- (1) 前条第2項第1号に掲げる者 全ての市長をもって組織する団体又は構成する市の長の総数の12分の1以上の者
- (2) 前条第2項第2号に掲げる者 全ての町村長をもって組織する団体又は構成する町村の長の総数の12分の1以上の者
- (3) 前条第2項第3号に掲げる者 全ての市議会の議長をもって組織する団体又は構成する市の議員定数の総数の12分の1以上の者
- (4) 前条第2項第4号に掲げる者 全ての町村議会の議長をもって組織する団体又は構成する町村の議員定数の総数の12分の1以上の者

2 広域連合議員は、前項に規定する推薦があった者のうちから、前条第2項第1号及び第3号に規定する者にあつては各市議会、前条第2項第2号及び第4号に規定する者にあつては各町村議会において選挙するものとする。

3 広域連合議員の当選人は、市議会における選挙については全ての市議会の、町村議会における選挙については全ての町村議会の選挙における得票総数の多い者から順次その選挙における定数に達するまでの者とする。

4 各市町村議会における選挙については、地方自治法第 118 条第 1 項（公職選挙法（昭和 25 年法律第 100 号）第 95 条の規定を準用する部分を除く。）の例による。

（広域連合議員の任期）

第 9 条 広域連合議員の任期は、2 年とする。

2 広域連合議員が構成市町村の長又は議員でなくなったときは、同時にその職を失う。

3 広域連合の議会の解散があったとき、又は広域連合議員に欠員が生じたときは、前条の規定の例により、速やかにこれを選挙しなければならない。

4 前項の広域連合議員に欠員が生じたときの選挙（以下「補欠選挙」という。）により当選した議員の任期は、第 1 項の規定にかかわらず、当該欠員となった議員の残任期間とする。

5 前項の補欠選挙は、欠員となった議員の残任期間が 3 箇月以内の場合に行わない。ただし、広域連合議員の数がその定数の 3 分の 2 に達しなくなったときは、この限りでない。

（広域連合の議会の議長及び副議長）

第 10 条 広域連合の議会は、広域連合議員のうちから議長及び副議長 1 人を選挙しなければならない。

2 議長及び副議長の任期は、広域連合議員の任期による。

（広域連合の執行機関等の組織）

第 11 条 広域連合に、広域連合長、副広域連合長 1 人及び会計管理者 1 人を置く。

（広域連合の執行機関等の選任の方法）

第 12 条 広域連合長は、構成市町村の長のうちから、構成市町村の長が投票によりこれを選挙する。

2 前項の選挙は、第 15 条の選挙管理委員会が定める場所において行うものとする。

3 広域連合長が欠けたときは、速やかにこれを選挙しなければならない。

4 副広域連合長は、広域連合長が広域連合の議会の同意を得てこれを選任する。

5 会計管理者は、広域連合長が任命する。

(広域連合の執行機関等の任期)

第 13 条 広域連合長及び副広域連合長の任期は、2 年とする。ただし、広域連合長及び構成市町村の長を兼ねる副広域連合長の当該構成市町村の長としての任期が 2 年に満たないときは、当該任期による。

(補助職員)

第 14 条 広域連合に必要な職員を置く。

(選挙管理委員会)

第 15 条 広域連合に選挙管理委員会を置く。

2 選挙管理委員会は、4 人の選挙管理委員をもってこれを組織する。

3 選挙管理委員は、構成市町村の選挙権を有する者で、人格が高潔で、政治及び選挙に関し公正な識見を有するもののうちから、広域連合の議会においてこれを選挙する。

4 選挙管理委員の任期は、4 年とする。

(監査委員)

第 16 条 広域連合に監査委員 2 人を置く。

2 監査委員は、広域連合長が、広域連合の議会の同意を得て、人格が高潔で、地方公共団体の財務管理、事業の経営管理その他行政運営に関し優れた識見を有する者（次項において「識見を有する者」という。）及び広域連合議員のうちから、それぞれ 1 人を選任する。

3 監査委員の任期は、識見を有する者の中から選任される者にあつては 4 年とし、広域連合議員のうちから選任される者にあつては広域連合議員の任期による。ただし、後任者が選任されるまでの間は、その職務を行うことを妨げない。

(広域連合の経費の支弁の方法)

第 17 条 広域連合の経費は、次に掲げる収入をもって充てる。

- (1) 構成市町村の負担金
- (2) 事業収入
- (3) 国及び熊本県の支出金
- (4) その他

2 前項第1号に規定する構成市町村の負担金の額は、別表第3により、広域連合の予算において定めるものとする。

(補則)

第18条 この規約の施行に関し必要な事項は、広域連合長が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この規約は、平成19年2月1日から施行する。ただし、第11条中会計管理者に関する部分及び第12条第5項の規定は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 広域連合は、平成20年3月31日までの間は、第4条に規定する事務の準備行為を行うものとする。
- 3 広域連合設立後初めて行う広域連合長の選挙においては、第12条第2項の規定にかかわらず、熊本市健軍2丁目4番10号にて行うものとする。

附 則 (平成20年9月19日熊本県指令市町村第20号)

この規約は、平成20年10月6日から施行する。

附 則 (平成22年2月24日熊本県指令市町村第25号)

この規約は、平成22年3月23日から施行する。

別表第1 (第2条関係)

熊本市、八代市、人吉市、荒尾市、水俣市、玉名市、天草市、山鹿市、菊池市、宇土市、上天草市、宇城市、阿蘇市、合志市、美里町、玉東町、和水町、南関町、長洲町、大津町、菊陽町、南小国町、小国町、産山村、高森町、南阿蘇村、西原村、御船町、嘉島町、益城町、甲佐町、山都町、氷川町、芦北町、津奈木町、錦町、あさぎり町、多良木町、湯前町、水上村、相良村、五木村、山江村、球磨村、苓北町

別表第 2（第 4 条関係）

- | | |
|---|-----------------------------|
| 1 | 被保険者の資格管理に関する申請及び届出の受付 |
| 2 | 被保険者証及び資格証明書の引渡し |
| 3 | 被保険者証及び資格証明書の返還の受付 |
| 4 | 医療給付に関する申請及び届出の受付並びに証明書の引渡し |
| 5 | 保険料に関する申請の受付 |
| 6 | 上記事務に付随する事務 |

別表第 3（第 17 条関係）

1	共通経費	負担割合
	均等割	100 分の 10
	高齢者人口割	100 分の 50
	人口割	100 分の 40
2	医療給付に要する経費	
	高齢者医療確保法第 98 条に定める市町村の一般会計において負担すべき額	
3	保険料その他の納付金	
	高齢者医療確保法第 105 条に定める市町村が納付すべき額	
	市町村が徴収した保険料等の実額及び低所得者等の保険料軽減相当額	

備考

- 1 人口割については、前々年度の 3 月 31 日現在の住民基本台帳の人口数による。
- 2 高齢者人口割については、平成 18 年度から平成 21 年度までの間においては、前々年度の 3 月 31 日現在の老人医療受給者数、平成 22 年度以降は、前々年度の 3 月 31 日現在の後期高齢者医療制度の被保険者数による。